

府中市教育委員会いじめ問題対策委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、府中市いじめ防止対策推進条例（令和5年3月府中市条例第12号。以下「条例」という。）第9条第6項の規定に基づき、府中市教育委員会いじめ問題対策委員会（以下「対策委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員長及び副委員長)

第2条 対策委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長及び副委員長は委員の互選によりこれらを定める。

2 委員長は、対策委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議及び議事)

第3条 対策委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 対策委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 対策委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 条例第9条第2項第2号に規定する調査に関する会議は、出席した委員の過半数で議決したときは、全部又は一部を公開しないことができる。

(委員以外の者の出席)

第4条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴き又は説明を求めることができる。

(専門調査員)

第5条 専門事項を調査させるため必要があるときは、対策委員会に専門調査員を置くことができる。

(調査部会)

第6条 条例第9条第2項第2号に規定する調査を行うに当たり必要があるときは、対策委員会に調査部会を置くことができる。

2 調査部会は、前項の調査に係る事案に利害関係を有する委員以外の委員及び専門調査員から、委員長が指名する3人以上をもって組織する。

3 調査部会に部会長を置き、委員のうちから、委員長がこれを指名する。

4 部会長は、調査部会の事務を掌理し、調査部会における調査の経過及び結果を対策委員会に報告する。

5 第3条第1項、第2項及び第4項の規定は、調査部会に準用する。この場合において、同条中「対策委員会」とあるのは「調査部会」と、同条第1項中「委員長」とあるのは「部会長」と、同条第2項及び第4項中「委員」とあるのは「委員及び専門調査員」と読み替えるものとする。

(秘密の保持)

第7条 委員及び専門調査員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第8条 対策委員会の庶務は、教育部指導室において処理する。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、対策委員会の運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

付 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。